

令和8年度 板橋区5歳児発達健康診査コーディネーター(会計年度任用職員)募集要領

1 職務概要

板橋区において5歳児発達健康診査を円滑かつ効果的に実施し、発達支援や子育て支援の充実を図ることにより、保護者の不安の軽減及び子どもの健やかな成長を支援することを目的として、一定の要件を備えている者を選考のうえ、5歳児発達健康診査コーディネーター（会計年度任用職員）に任用し、健康推進課に配属します。

【職務内容】

- ▶ 健診実施に向けた保育所等関係機関との調整
- ▶ 健診実施に向けた体制構築
- ▶ 健診後のフォローアップ体制の構築（療育施設、集団保育施設、医療機関、就学相談、就学児健診及び小学校等との連携等）
- ▶ 幼児・保護者への適切なフォローアップの実施
- ▶ 健診の実施に係わる事業の報告、統計作成等（保健衛生システムへの入力業務を含む。）
- ▶ その他、5歳児発達健康診査コーディネーターの所属長が指示する事項

2 受験資格

保健師もしくは社会福祉士の資格を有する者のか、母子保健・児童福祉の両面に関して専門的な知識を有するとともに行政における乳幼児健診の業務に関する経験を有する者等で、地方公務員法第16条の各号に該当しない者。

3 採用予定者数

1名

4 申込期間

郵送：令和8年1月28日（水）から令和8年2月18日（水）（必着）まで

持参：令和8年1月28日（水）から令和8年2月18日（水）17時まで

5 受験申込

上記期間内に、次の書類を直接持参または郵送で、健康推進課母子保健係まで提出すること。

- (1) 板橋区5歳児発達健康診査コーディネーター（会計年度任用職員）採用選考申込書
- (2) 保健師許証、社会福祉士登録証等の写し（免許・資格がある場合）

6 選考内容

- (1) 第一次選考 書類、資格審査により選考します。
- (2) 第二次選考 第一次選考合格者に対して、面接を実施します。

7 選考結果発表

(1) 第一次選考発表

令和8年2月下旬までに通知書を送付する予定（申込者全員に通知します。）

※ 第二次選考（面接）は令和8年3月10日（火）午前中を予定しています。

ご都合のつかない場合はご相談ください。

(2) 第二次選考発表

令和8年3月中旬頃までに通知書を送付する予定（面接を受けた方全員に通知します。）

※ 内定者（第二次選考合格者）には、任用の手続きをお知らせします。

8 任用手続

- 内定者には、履歴書、誓約書、住民票記載事項証明書、通勤届など、任用に必要な書類を提出していただきます。
- 資格を欠いていた場合や5歳児発達健康診査コーディネーターとしての適性を欠くことが明らかになった場合には、内定を取り消します。

9 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

10 勤務場所

板橋区役所3階 健康推進課

11 勤務条件

(1) 勤務日数

月16日

※ 月の勤務日は、勤務先とあらかじめ調整します。

(2) 勤務時間

1日7時間45分（原則8：30～17：15 休憩を含む）

(3) 報酬

日額17,750円（7時間45分）

※ 原則として、勤務日数に応じた額を翌月15日に金融機関口座に振込みます。

※ 賞与あり

(4) 交通費

交通機関等を使用して通勤する場合には、交通費が支給されます。

※ 通勤距離、通勤方法などに一定の制約があり、支給対象とならない場合もあります。

(5) 旅 費

研修、会議等で出張した場合、実費額が支給されます。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。

(7) 休暇関係

年次有給休暇、慶弔休暇（有給）、子の看護等のための休暇（有給）、子育て部分休暇（無給）等が取得できます。

(8) 公務災害補償

公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は補償されます。

(9) その他

提出していただいた応募書類は返却できませんので、予めご了承ください。

書類は厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用されます。

また、これらの個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

【 参 考 】

地方公務員法 第十六条

次の各号のいずれかに該当するものは、5歳児発達健康診査コーディネーターとなることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

問合せ・担当部署

板橋区役所健康推進課母子保健係

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番-1号 電話 03(3579)2313